

## 取引参加者料金等に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、取引参加者規程第9条、第32条第4項及び第33条の2第5項の規定に基づき、基本料及び取引手数料等の取引参加者料金並びに取引参加者参加金等の額に関し必要な事項を規定する。

### (取引参加者料金)

第2条 取引参加者規程第9条第1項に規定する取引参加者料金は、基本料、取引手数料、アクセス料、ギブアップ負担金、建玉移管負担金及び取消料とする。

2 基本料の額(月額)は、次の各号に掲げる取引参加者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

(1) 先物取引等取引資格を有する現物取引参加者	48万円
(2) 先物取引等取引資格を有しない現物取引参加者	30万円
(3) 現物取引資格を有しない先物取引等取引参加者	24万円
(4) I P O 取引参加者	6万円
(5) F X 取引参加者	3万円
(6) ジャスダック取引参加者	10万円

3 取引手数料の額は、各取引参加者の本所の市場における次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める売買代金等(以下「取引手数料の算出の基準」という。)に取引手数料率を乗じて算出した額の総額とし、第1号に掲げる取引に係る取引手数料の算出の基準及び取引手数料率並びに第2号から第5号までに掲げる取引に係る取引手数料率は、当該取引の対象ごとに、別表1に定めるとおりとする。

(1) 有価証券の売買	売買代金又は売買数量
(2) 指数先物取引	取引数量

(3) 個別証券オプション取引	取引代金
(4) 指数オプション取引	取引代金
(5) 取引所FX取引	取引数量

- 4 アクセス料の額は、各取引参加者の本所の売買立会による有価証券の売買に係る注文（訂正及び取消注文を含む。以下同じ。）の件数の区分に応じて定める額とし、当該区分及び額は別表2に定めるとおりとする。
- 5 ギブアップ負担金は、清算執行取引参加者（指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「指数先物特例」という。）第33条第2項、個別証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例（以下「個別証券オプション特例」という。）第39条第2項又は指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「指数オプション特例」という。）第38条第2項に規定する清算執行取引参加者をいう。）が納入するものとし、当該額は、指数先物特例第33条第2項、個別証券オプション特例第39条第2項及び指数オプション特例第38条第2項の規定により成立したギブアップに係る売付け又は買付けの数量に5円を乗じた額とする。
- 6 建玉移管負担金は、先物・オプション取引に係る未決済約定（以下「未決済約定」という。）を他の取引参加者が引き継ぐ場合（先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則第2章第2節に規定する取引参加者の支払不能による売買停止等の場合において他の取引参加者が当該未決済約定を引き継ぐ場合を除く。）における当該他の取引参加者が納入するものとし、当該額は、取引参加者が引き継ぐ未決済約定の数量に5円を乗じた額とする。
- 7 取消料は、過誤のある注文により有価証券の売買等が成立した場合において、業務規程第13条第1項、J-NET市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則等の特例（以下「J-NET市場特例」という。）第18条の2第1項、指数

先物特例第10条の2第1項，個別証券オプション特例第15条の2第1項，指数オプション特例第13条の2第1項又は取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「取引所FX取引特例」という。）第15条第1項の規定に基づき，有価証券の売買等の取消しが行われたときに，当該過誤のある注文を発注した取引参加者が納入するものとし，その額は，取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）に係る取引手数料の算出の基準に，次の各号に掲げる取引の区分に応じて，当該各号に定める率又は金額を乗じて算出した額とする。ただし，当該額が10万円を下回る場合は，10万円とする。

- (1) 競争売買市場（J-NET市場特例第2条第9号に規定する競争売買市場をいう。以下同じ。）に上場する有価証券（カバードワラントを除く。）に係る取引及びJ-NET市場（J-NET市場特例第1条第1項に規定するJ-NET市場をいう。以下同じ。）に上場する有価証券（カバードワラントを除く。）に係る取引 万分の0.23
- (2) JASDAQ（JASDAQにおける有価証券上場規程第2条に規定するJASDAQをいう。以下同じ。）に上場する有価証券に係る取引 万分の1.92
- (3) カバードワラントに係る取引 万分の1
- (4) 指数先物取引 万分の0.072
- (5) 個別証券オプション取引 万分の1.0
- (6) 指数オプション取引 万分の5.0
- (7) 取引所FX取引 20円

- 8 第1項に規定する取引参加者料金の本所への納入の日は，毎月20日（休業日（業務規程第3条第1項に規定する休業日をいい，同条第2項に規定する臨時休業日を含む。）に当たるときは，順次繰り下げる。）とし，前月分を納入するものとする。

( J - N E T 取引の月額定額取手数料 )

第 3 条 前条第 3 項の規定にかかわらず、取引参加者は、J - N E T 取引 ( J - N E T 市場特例第 2 条第 1 号に規定する J - N E T 取引をいう。以下同じ。) のうち普通取引に係る取手数料について、別表 1 に定める方式 ( 以下「定率制」という。 ) に代えて月額 10 万円とする方式 ( 以下「月額定額制」という。 ) の適用を受けることができる。

2 月額定額制の適用を希望する取引参加者は、現物取引資格、ジャスダック取引資格又は IPO 取引資格の取得 ( 本所の取引参加者 ( 先物取引等取引参加者及び外国為替証拠金取引参加者のみを取得している取引参加者を除く。 ) が新たな取引資格を取得する場合を除く。 ) に当たり、その旨を本所に届け出るものとし、当該届出がない場合は、当該取引参加者の J - N E T 取引に係る取手数料に対して定率制を適用する。

3 前項の場合において、当該取引参加者の現物取引資格、ジャスダック取引資格又は IPO 取引資格の取得の日が月初の日でない月の取手数料の額は、10 万円を日割りで計算するものとし、その日数計算は参加日から月末までの日とする。

4 第 2 項の規定にかかわらず、J - N E T 取引に係る取手数料について、取引参加者が取手数料の方式を変更しようとする場合には、その旨を本所に届け出るものとする。この場合において、本所は、当該届出を受けた日の属する月にかかわらず、翌 4 月から当該方式を当該取引参加者に対して適用するものとする。

( マーケットメイカー等に対する取手数料の割引等 )

第 4 条 第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、本所は、マーケットメイカーとして指定 ( 指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則第 8 条の 2 第 2 項又は個別証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規

則第14条の4第2項の規定によるマーケットメイカーの指定をいう。)を受けた取引参加者に対して、本所が別に定めるところにより取引手数料の割引若しくは割戻し又は取引参加者規程第9条第2項の規定に基づき本所が別に定める額の報奨金の支払いを行うものとする。

2 ジャスダック取引参加者がリクイディティ・プロバイダー(業務規程第28条第1項に規定するリクイディティ・プロバイダーをいう。以下同じ。)である場合には、当該リクイディティ・プロバイダーが発注したLP注文(同第30条第2項に規定するLP注文をいう。以下同じ。)に基づき成立した売買について、本所は、別表3に定める額を当該取引参加者に支払うものとする。この場合において、LP注文に基づき成立した売買について、本所がジャスダック取引参加者に支払う額と、当該取引参加者が本所に支払う取引参加者料金とを相殺することができるものとする。

#### (取引手数料率等の変更等)

第5条 前3条の規定にかかわらず、本所は、市場の活性化のために必要があると認める場合は、本所が別に定めるところにより、一定の期間において、第2条に掲げる取引手数料率及びアクセス料の変更若しくは割戻しを行い、又は取引参加者規程第9条第2項の規定により報奨金を支払うことができる。この場合において、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。

#### (取引参加者参加金の額)

第6条 取引参加者規程第32条第4項に規定する取引参加者参加金の額は、次の各号に掲げる取引資格の取得の区分に従い、当該各号に定める金額(取引所取引許可業者が取引資格を取得する場合にあっては、当該各号に定める金額に10分の1を乗じて得た金額)とする。

(1) 現物取引参加者が次に掲げる取引資格を取得する場合

- a 先物取引等取引資格を取得する場合（FX取引資格を同時に取得する場合を含む。） 2,000万円
- b ジャスダック取引資格を取得する場合 1,000万円
- (2) 先物取引等取引参加者が現物取引資格を取得する場合（FX取引資格を同時に取得する場合を含む。） 1,000万円
- (3) IPO取引参加者が次に掲げる取引資格を取得する場合
- a 現物取引資格及び先物取引等取引資格を同時に取得する場合（FX取引資格を同時に取得する場合を含む。） 3,000万円
- b 前aの場合を除き、現物取引資格を取得する場合 1,000万円
- c 現物取引資格及びジャスダック取引資格を同時に取得する場合 2,000万円
- d 前cの場合を除き、ジャスダック取引資格を取得する場合 500万円
- (4) FX取引参加者が次に掲げる取引資格を取得する場合
- a 現物取引資格及び先物取引等取引資格を同時に取得する場合 3,700万円
- b 前aの場合を除き、先物取引等取引資格を取得する場合 2,700万円
- (5) ジャスダック取引参加者が次に掲げる取引資格を取得する場合
- a 現物取引資格及び先物取引等取引資格を同時に取得する場合（FX取引資格を同時に取得する場合を含む。） 3,500万円
- b 先物取引等取引資格を取得しているジャスダック取引参加者が現物取引資格を取得する場合 1,000万円
- c 及び前bの場合を除き、現物取引資格を取得する場合 1,500万円
- (6) 清算参加者（業務方法書第4条第1項に規定する清算参加者をいう。）が次に掲げる取引資格を取得する場合

a 現物取引資格、先物取引等取引資格及びジャスダック取引資格を同時に取得する場合（FX取引資格を同時に取得する場合を含む。） 4,000万円

b 前aの場合を除き、現物取引資格及び先物取引等取引資格を同時に取得する場合（FX取引資格を同時に取得する場合を含む。） 3,000万円

c a及び前bの場合を除き、先物取引等取引資格を取得する場合（FX取引資格を同時に取得する場合を含む。） 2,000万円

(7) 前各号以外の場合

a 現物取引資格及び先物取引等取引資格を同時に取得する場合（FX取引資格を同時に取得する場合を含む。） 4,000万円

b 前aの場合を除き、現物取引資格を取得する場合 2,000万円

c aの場合を除き、先物取引等取引資格を取得する場合（FX取引資格を同時に取得する場合を含む。） 3,000万円

d 現物取引資格及びジャスダック取引資格を同時に取得する場合 3,000万円

e 前dの場合を除き、ジャスダック取引資格を取得する場合 1,500万円

f a及びcの場合を除き、FX取引資格を取得する場合 300万円

g IPO取引資格を取得する場合 1,000万円

2 前項第7号fの規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、FX取引資格に係る取引参加者参加金を必要としない。

(1) 先物取引等取引参加者がFX取引資格を取得する場合

(2) FX取引資格を取得する場合であって、同時に取引所FX取引特例第21条第1項の規定に基づき本所がマーケットメイカー（取引所FX取引特例第2条第1項第6号に規定するマーケットメイカーをいう。）に指定する場合

3 取引参加者規程第33条の2第5項に規定する追加取引参加者参加金の額は、既に取得している取引資格について、第1項各号に掲げる取引資格の取得の区分に従い、当該各号に定める金額から、当該取引資格を取得した際に本所に払い込んだ取引参加者参加金の額を控除した額とする。

（有価証券等清算取次ぎに対する適用）

第7条 有価証券の売買等に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該有価証券の売買等を行う者とみなしてこの規則を適用する。

#### 付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

#### 付 則

1 この規則は、平成17年4月25日（次項において「施行日」という。）から施行する。

2 取引参加者規程平成17年4月1日改正付則第3項及びこの改正規則2(2)の規定にかかわらず、RNP指数に係る取引については、施行日から平成18年3月末日までの当該取引に係る取引手数料を取引参加者料金の徴収の対象としないものとする。

#### 付 則

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

#### 付 則

この規則は、平成17年12月19日から施行する。

#### 付 則

1 この規則は、平成18年2月27日から施行する。

2 取引参加者が、前項に規定する日（以下「施行日」という。）前に

改正前の 2 (1) b の規定に基づいて同 b の表中に定める取引手数料の算出の基準及び取引手数料率により算出する方式又は月額10万円とする方式のいずれかを選択し，本所へ届け出ている場合は，改正後の同 b (注 2 )の規定に基づいて変更の届出を行わない限り，当該届出はなお効力を有する。

3 改正後の 2 (1) b の規定にかかわらず，施行日前に現物取引資格又は I P O 取引資格を取得している取引参加者（前項に規定する取引参加者を除く。）は，施行日において改正後の同 b の表中に定める取引手数料の算出の基準及び取引手数料率により算出する方式を選択し，本所へ届け出たものとみなす。この場合において，施行日の属する月の翌月末日までに行われた改正後の 2 (1) b (注 2 )に基づく変更の届出については，同(注 2 )後段中「翌 4 月から」とあるのは「翌月から」と読み替える。

#### 付 則

この規則は，平成18年 4 月 3 日から施行する。

#### 付 則

この規則は，平成18年 5 月 1 日から施行する。

#### 付 則

この規則は，平成18年10月 1 日から施行する。

#### 付 則

この規則は，平成19年 4 月 1 日から施行する。

#### 付 則

1 この規則は，平成19年 4 月 1 日から施行する。

2 3 の規定にかかわらず，アクセス料の額については，当分の間，個別証券オプション取引に係る注文の件数を除いた有価証券の売買等に係る注文の件数に応じて計算するものとする。

#### 付 則

この規則は，平成19年 5 月 21 日から施行する。

付 則

この規則は，平成19年9月18日から施行する。

付 則

この規則は，平成19年9月30日から施行する。

付 則

この規則は，平成19年9月30日から施行する。

付 則

この規則は，平成20年1月4日から施行する。ただし，2(3)の改正規定は，同年1月15日から施行する。

付 則

この規則は，平成20年4月14日から施行する。

付 則

この規則は，平成20年4月21日から施行する。

付 則

この規則は，平成20年8月20日から施行する。

付 則

この規則は，平成21年1月5日から施行する。

付 則

この規則は，平成21年6月16日から施行する。

付 則

1 この規則は，平成22年4月1日から施行する。

2 この規則施行の日(以下「施行日」という。)以後最初に到来する，4月1日から9月末日までの間のリクイディ・プロバイダーが行う有価証券の売買に係る取引料の額の算出に用いる別表第1及び別表第2に規定する「銘柄の売買代金の合計額」については，株式会社ジャスダック証券取引所(以下「ジャスダック証券取引所」という。)が算出した額とする。

3 施行日以後最初に到来する，10月1日から翌年3月末日までの間

のリサイディ・プロバイダーが行う有価証券の売買に係る取引料の額の算出に用いる別表第1及び別表第2に規定する「銘柄の売買代金の合計額」については、平成22年1月1日から施行日前までの間はジャスダック証券取引所が算出した額とし、施行日から平成22年9月末日までの間は本所が算出した額とする。

#### 付 則

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

#### 付 則

この規則は、平成22年10月12日から施行する。

#### 付 則

- 1 この規則は、平成22年10月12日から施行する。
- 2 この規則施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の取引手数料の額は、改正後の2(1)の規定にかかわらず、本所が定めるところにより、日割り計算した額とする。
- 3 施行日前日において、ジャスダック取引資格を有しており、現物取引資格又はIPO取引資格を有していない取引参加者は、2(1)b（注2）の規定にかかわらず、本所が定めるところにより本所に対して月額10万円をもってJ-NET取引の取引手数料とする方式に変更する旨を届け出た場合は、平成22年11月から適用するものとする。
- 4 施行日の属する月のアクセス料の額は、改正後の3の規定にかかわらず、本所が定めるところにより日割り計算した額とする。

#### 付 則

この規則は、平成23年1月4日から施行する。

#### 付 則

- 1 この規則は、平成23年2月14日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はその

おそれがあると本所が認める場合には、平成23年2月14日以後の本所が定める日から施行する。

この規則施行の日に属する月（以下「開始月」という。）分の市場デリバティブ取引（取引所FX取引を除く。）に係る取引手数料は、改正後の第2条並びに別表1及び別表4の規定にかかわらず、本所が定めるところにより日割り計算した額とする。

#### 付 則

- 1 この規則は、平成23年10月3日から施行する。
- 2 この規則施行の日（以下「施行日」という。）の前日において月額定額制の適用を受けている取引参加者については、施行日以後は改正後の第3条第1項の規定の適用を希望したものとみなす。

#### 付 則

この規則は、平成24年2月27日から施行する。

#### 付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

別表 1

## 取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等は、次のとおりとする。

取引の区分	取引対象の区分	算出の基準	取引手数料率等
競争売買市場における有価証券の売買	債券（転換社債型新株予約権付社債券を除く。）及びカバードワラントを除く有価証券	売買代金	売買立会による売買、過誤訂正等のための売買、復活のための売買及び立会外分売の売付代金及び買付代金の合計額のうち (1) 50億円以下の金額につき 万分の0.21 (2) 50億円を超え500億円以下の金額につき 万分の0.23 (3) 500億円を超え2,500億円以下の金額につき 万分の0.20 (4) 2,500億円を超え5,000億円以下の金額につき 万分の0.15 (5) 5,000億円を超える金額につき 万分の0.10
	国債証券	売買数量	売付け又は買付けごとに 額面100円につき 1厘9毛
	円貨建外国債券	売買数量	売付け又は買付けごとに 額面100円につき 1厘9毛
	外貨建外国債券	売買数量	売付け又は買付けごとに本所が指定する外国為替相場により売買額面総額を本邦通貨に換算した金額 額面100円につき 1厘9毛
	転換社債型新株予約権付社債券、国債証券及び外国債券を除く	売買数量	売付け又は買付けごとに 額面100円につき 1厘9毛

	債券		
	カバード ワラント	売買代金	売買立会による売買,過誤訂正等のための売買及び復活のための売買の売付代金及び買付代金の合計額の万分の20
J - N E T 市場における有価証券の売買	有価証券	売買代金	J - N E T取引,過誤訂正等のための売買及び復活のための売買の売付代金及び買付代金の合計額の万分の0.027
J A S D A Qにおける有価証券の売買	有価証券	売買代金	<p>売買立会による売買,過誤訂正等のための売買,復活のための売買及び立会外分売の売付代金及び買付代金の合計額のうち</p> <p>(1) 5億円以下の金額につき 0</p> <p>(2) 5億円を超え100億円以下の金額につき 万分の1.728</p> <p>(3) 100億円を超え1,000億円以下の金額につき 万分の1.920</p> <p>(4) 1,000億円を超え1,500億円以下の金額につき 万分の1.536</p> <p>(5) 1,500億円を超える金額につき 万分の1.344</p>
指数先物取引(Mini取引を除く。)	日経300	取引数量	<p>売付け又は買付けごとに 1取引単位につき 22円</p>
	日経平均	取引数量	<p>顧客の委託に基づく総取引数量に,別表4に定める取引手数料率を乗じて得た額</p> <p>自己の計算による総取引数量に,別表4に定める取引手数料率を乗じて得た額</p>
	RNP指数, 業種別指数及び MSCI JAPAN	取引数量	<p>売付け又は買付けごとに 1取引単位につき 29円</p>
	NYダウ	取引数量	<p>売付け又は買付けごとに 1取引単位につき</p>

			40円
	日経 平均 V I	取引数量	売付け又は買付けごとに 1取引単位につき 80円
指数先物取引（Mini取引に限る。）	日経平均	取引数量	顧客の委託に基づく総取引数量に、別表4に定める取引手数料率を乗じて得た額  自己の計算による総取引数量に、別表4に定める取引手数料率を乗じて得た額
個別証券オプション取引	個別証券オプション	取引代金	取引代金の合計額の 万分の1.0
指数オプション取引	日経300オプション	取引代金	取引代金の合計額の 万分の5.0
	日経平均オプション	取引代金	取引代金の合計額に、別表4に定める取引手数料率を乗じて得た額
	業種別指数オプション	取引代金	取引代金の合計額の 万分の5.0
取引所FX取引	対円金融指標及び 非対円金融指標	取引数量	売付け又は買付けごとに 1取引単位につき 20円

(注1) 用語の意義は、業務規程(特例を含む。)において定めるところによる。

(注2) 有価証券の売買における売買代金の合計額は、各月の1日(休業日(業務規程第3条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下この(注2)及び(注4)において同じ。)に当たるときは、順次繰り下げる。(注4)において同じ。)から当該月の末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)までの売買代金の合計額をいう。

(注3) 本所が指定する外国為替相場とは、毎月末日(当該日が東京外国為替市場の休業日に当たるときは、その直前の東京外国為替市場の

営業日)における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場と買相場の中値とする。

(注4) 取引所FX取引を除く市場デリバティブに係る総取引数量又は取引代金の合計額は、各月の1日に終了する取引日から当該月の末日に終了する取引日までの総取引数量又は取引代金の合計額をいう。

(注5) ギブアップが成立した場合は、注文執行取引参加者が当該ギブアップの対象の市場デリバティブ取引に係る取引手数料を納入するものとする。

(注6) 日経平均オプション取引において、売付け若しくは買付けごとの1取引単位当たりの取引手数料が350円を超える場合は、350円とする。

(注7) 取引所FX取引における取引数量は、各月の1日(休業日(取引所FX取引特例第6条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下この(注7)において同じ。)に当たるときは、順次繰り下げる。)に開始する取引日から当該月の末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)に開始する取引日までの取引数量をいう。ただし、本所が必要と認める場合を除き、同第2条第6号に規定するマーケットメイカーについては、マーケットメイカーとしての業務に係る呼値により行った取引及び同第19条の2第1項の規定により成立した取引に係る数量を除くものとする。

別表2

## アクセス料

アクセス料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 競争売買市場における有価証券の売買

(月間の注文の件数)		(金額)	
	1,000件 以下	0 円	
1,000件 超	5,000件 以下	7 万円	
5,000件 超	10,000件 以下	10 万円	
10,000件 超	20,000件 以下	25 万円	
20,000件 超	40,000件 以下	45 万円	
40,000件 超	80,000件 以下	80 万円	
80,000件 超	160,000件 以下	120 万円	
160,000件 超	400,000件 以下	160 万円	
400,000件 超	1,000,000件 以下	250 万円	
1,000,000件 超	2,500,000件 以下	380 万円	
2,500,000件 超	5,000,000件 以下	480 万円	
5,000,000件 超	10,000,000件 以下	700 万円	
10,000,000件 超		1,000 万円	

(2) JASDAQにおける有価証券の売買

(月間の注文の件数)		(金額)	
	2,000件 以下	2 万円	
2,000件 超	5,000件 以下	6 万円	
5,000件 超	10,000件 以下	12 万円	
10,000件 超	20,000件 以下	25 万円	
20,000件 超	50,000件 以下	55 万円	
50,000件 超	100,000件 以下	100 万円	
100,000件 超	200,000件 以下	190 万円	
200,000件 超	300,000件 以下	270 万円	
300,000件 超	400,000件 以下	340 万円	
400,000件 超		400 万円	

### 別表 3

#### L P に支払う報奨金

##### 1 4月1日から9月末日までの間の売買に係る額

当該4月1日の直前に到来する12月末日の時点においてJASDA Qに上場している銘柄（当該直前に到来する7月1日から12月末日までの間における当該銘柄の売買代金の合計額が、当該期間における当該銘柄ごとの売買代金の合計額の中から多い順に10銘柄に該当するものを除く。）について、L P注文に基づき成立した売買に係る月間の売付代金及び買付代金の合計額に、万分の1.728（月間のL P注文（新規注文に限る。）の件数が5万件未満の場合は万分の0.384とする。）を乗じて算出した額とする。

##### 2 10月1日から翌年3月末日までの間の売買に係る額

当該10月1日の直前に到来する6月末日の時点においてJASDA Qに上場している銘柄（当該直前に到来する1月1日から6月末日までの期間における売買代金の合計額が、当該期間における当該銘柄ごとの売買代金の合計額の中から多い順に10銘柄までに該当するものを除く。）について、L P注文に基づき成立した売買に係る月間の売付代金及び買付代金の合計額に、万分の1.728（月間のL P注文（新規注文に限る。）の件数が5万件未満の場合は万分の0.384とする。）を乗じて算出した額とする。

#### 別表 4

#### 特定市場デリバティブ取引に係る取引手数料率

別表 1 における日経平均を対象とする市場デリバティブ取引に係る取引手数料率（小数点以下第 3 位未満の端数（第 5 号にあっては、小数点以下第 8 位未満の端数）があるときは、これを切り捨てる。以下同じ。）は、各取引参加者について、次に掲げる区分に応じて、当該区分に定めるところによる。ただし、先物取引等取引資格を取得した日に属する月から 4 か月を経過するまでの間の当該取引参加者に係る取引手数料率は、本所がその都度定める。

##### (1) 顧客の委託に基づく Large 取引

当該取引参加者の顧客の委託に基づく Large 取引に係る月次平均取引数量（4 か月前の 1 日（休業日（業務規程第 3 条第 1 項に規定する休業日をいい、同条第 2 項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。）に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）に終了する取引日から 2 か月前の末日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）に終了する取引日までの 3 か月間の取引数量（ギブアップが成立した場合は、注文執行取引参加者の取引数量とみなす。以下同じ。）の合計を 3 で除して得た数値（小数点以下第 1 位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）をいう。以下同じ。）について、次の a から e までにより算出した金額を当該月次平均取引数量で除して得た数値とする。

- a 1 万単位未満の取引数量につき 110 円
- b 1 万単位以上 5 万単位未満の取引数量につき 70 円
- c 5 万単位以上 10 万単位未満の取引数量につき 40 円
- d 10 万単位以上 15 万単位未満の取引数量につき 25 円
- e 15 万単位以上の取引数量につき 15 円

## (2) 自己の計算による Large 取引

当該取引参加者の自己の計算によるLarge取引に係る月次平均取引数量について、次の a から e までにより算出した金額を当該月次平均取引数量で除して得た数値とする。

- a 1万単位未満の取引数量につき70円
- b 1万単位以上5万単位未満の取引数量につき35円
- c 5万単位以上10万単位未満の取引数量につき20円
- d 10万単位以上15万単位未満の取引数量につき15円
- e 15万単位以上の取引数量につき10円

## (3) 顧客の委託に基づく Mini 取引

当該取引参加者の顧客の委託に基づくMini取引に係る月次平均取引数量について、次の a から d までにより算出した金額を当該月次平均取引数量で除して得た数値とする。

- a 10万単位未満の取引数量につき11円
- b 10万単位以上50万単位未満の取引数量につき 8 円
- c 50万単位以上100万単位未満の取引数量につき 6 円
- d 100万単位以上の取引数量につき 4 円

## (4) 自己の計算による Mini 取引

当該取引参加者の自己の計算によるMini取引に係る月次平均取引数量について、次の a から d までにより算出した金額を当該月次平均取引数量で除して得た数値とする。

- a 10万単位未満の取引数量につき 7 円
- b 10万単位以上50万単位未満の取引数量につき 6 円
- c 50万単位以上100万単位未満の取引数量につき 4 円
- d 100万単位以上の取引数量につき 3 円

## (5) 日経平均を対象とした指數オプション取引

当該取引参加者の日経平均を対象とした指數オプション取引に係

る月次平均取引代金（4か月前の1日（休業日に当たるときは，順次繰り下げる。以下同じ。）に終了する取引日から2か月前の末日（休業日に当たるときは，順次繰り上げる。）に終了する取引日までの3か月間の取引代金（ギブアップが成立した場合は，注文執行取引参加者の取引代金とみなす。以下同じ。）の合計を3で除して得た数値（小数点以下第1位未満の端数があるときは，これを切り捨てる。）をいう。以下同じ。）について，次のaからdまでにより算出した金額を当該月次平均取引代金で除して得た数値とする。

- a 100億円未満の金額につき万分の5
- b 100億円以上250億円未満の金額につき万分の3.5
- c 250億円以上350億円未満の金額につき万分の2.5
- d 350億円以上の金額につき万分の1.5